

## 神奈川県立保健福祉大学 教学 IR データ取扱方針

(目的)

**第1条** この方針は、神奈川県立保健福祉大学自己評価及び外部評価に関する規則（以下、「規則」という。）第7条第2号に定める教学 IR の推進にあたり、データの収集、分析、管理、提供及び公表等に関し必要な事項を定めることで、学生の成長支援、教育の質向上、入学者選抜方法の改善、並びに大学の戦略的な意思決定及び充実発展に資することを目的とする。

(用語の定義とデータの分類)

**第2条** この方針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 教学 IR データ

規則第2条第5号に定める教学 IR において扱うデータであって、入学選抜、履修登録、成績、授業評価、学習支援、就職指導（国家試験を含む）、学生生活等に関する調査、卒業後の動向調査等、大学の教学活動及びその成果に関連するすべての情報をいい、内容と取扱に応じて、次の各号のとおり分類する。

- (ア) 個人情報データ：学籍番号、氏名等、特定の個人を識別することが可能なデータ
- (イ) 分析用データ：個人情報データに対し、氏名等を符号化する処理を行い、個人情報を識別できないようにしたデータ
- (ウ) 分析結果データ：分析用データに対し、集計または統計処理を行ったデータ
- (エ) その他データ：回答前の調査票など上記のいずれにも該当しないデータ

(2) 教学 IR 担当職員

保健福祉学部にも所属する教学 IR 担当教員及び企画・地域貢献課にも所属する教学 IR 担当専任職員をいう。

(3) 部局 IR 推進員

規則第3条第2項（教学マネジメント・自己評価委員会）に定める委員及び規則第6条第2項（教学 IR 推進部会）に定める委員をいう。

(4) BI ツール

教学 IR データの可視化・分析結果の閲覧に用いる情報システムをいう。

(適用範囲及び利用目的)

**第3条** この方針は、教学 IR 活動に関わる全ての教職員及び関係者に適用する。

**2** 教学 IR データは、次の各号に掲げる目的に限り収集・分析・活用することができる。

- (1) 学生一人ひとりの学びの改善に繋げるためのフィードバック
- (2) 学部、学科等における教育内容等の改善

- (3) 大学全体の教学に係る方針決定並びに入学者選抜方法及び学生支援制度の改善
  - (4) 中期計画の進行管理及び大学経営における戦略の策定と検証
  - (5) FD・SD 活動の実施を通じた教育の質向上
  - (6) 広報活動及び地域貢献活動
  - (7) その他、教育目標の達成及び質向上に資する取組
- 3 前項に規定するほか、調査研究の目的で使用する場合には、研究倫理審査委員会の承認を得たうえで、二次的に利用するものとする。

(収集及び分析)

- 第4条** 教学 IR 担当職員は、教学 IR データの収集にあたっては、前条第2項に定める目的を明確に定め、その達成に必要な範囲内で適切な方法により収集するものとする。
- 2 教学 IR 活動において個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律や個人情報保護規程、情報セキュリティポリシー等の関連規程を遵守し、適正に取り扱わなければならない。
- 3 教学 IR データの分析にあたっては、個人情報データを符号化した上で利用することとし、符号化処理の際に用いる対応表等についても、個人情報として厳重に管理するものとする。

(保管及びアクセス権限)

- 第5条** 教学 IR データは、アクセス権限を限定した専用フォルダ（以下、「専用フォルダ」という。）に格納し、厳重に管理するものとする。
- 2 教学 IR データにアクセスすることができる教職員は、データの種別に応じ、次の各号のとおりとする。
- (1) 個人情報データ：教学 IR 担当職員
  - (2) 分析用データ：教学 IR 担当職員及び規則第6条第3項に定める部会長（以下、「部会長」という。）が別に指名する教職員
  - (3) 分析結果データ及びその他データ：教学 IR 担当職員及び部局 IR 推進員並びに部局 IR 推進員が分析結果データ及びその他データの共有を行った学内の教職員
- 3 前項の規定にかかわらず、部会長は、特段の事情がある場合に限り、教学 IR データにアクセスすることができる教職員を別に定めることができる。

(データ移動及び利用の制限)

- 第6条** 教学 IR データへのアクセスは、学内ネットワークを利用した場合に限るものとし、専用フォルダ以外の場所に移動または格納してはならない。
- 2 教学 IR データは、第7条第4項及び同条第5項に定める場合のほか、学外へ移動することができない。

- 3 第5条第2項第2号で別に定める教職員が、分析用データを利用する際には、利用目的を明記した誓約書を提出するものとする。

(提供及び公表)

**第7条** 教学IR担当職員は、BIツールを通じて活用可能な分析結果データを作成し、専用フォルダ内において部局IR推進員に提供する。

- 2 部局IR推進員は、第3条第2項に定める目的に沿って分析結果データを活用するものとする。
- 3 部局IR推進員は、画像で投影または印刷された分析結果データを学内の教職員と共有することができる。
- 4 分析結果データを学外者に提供してはならない。ただし、教学IR担当職員及び部局IR推進員は、分析結果データを公表に適した形に整理した上で、規則第6条に定める教学IR推進部会の議を経て、ホームページ等で公表することができる。
- 5 第3条第3項に定める調査研究の成果を公表する場合には、個人が特定されないように特段の配慮を行うものとする。

(アクセス履歴)

**第8条** 教学IRデータへのアクセス履歴は記録・保存し、定期的に点検を行うものとする。

(事務)

**第9条** この方針に関する事務は、企画・地域貢献課が行う。

- 2 関係する各部局等は、必要に応じて協力して事務を分担するものとする。

(補則)

**第10条** この方針に定めのない事項については、関係法令又は別途定めがある場合は、それに従うものとするほか、必要に応じ教学IR推進部会において別に定める。

- 2 この方針は、運用の状況により検討の上、必要な見直しを行うものとする。

## 附 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。